



食品表示を「10倍」楽しく見る方法

私たちは日々の生活において様々な食品を購入しています。

「食品表示」には法令等に基づいたルールがあり、消費者が商品を選択するための大切な情報が詰まっています。



今月のテーマは「食品表示」についてです。

私たち消費者にとって、食品表示には何のためにどんなことが記載されているのでしょうか？

食品表示法や米トレーサビリティ法、牛トレーサビリティ法に基づく決まりってどうなっているのでしょうか。それらを知ることによってこれまでと違った視点で面白さが見えてくる展示です。

また、農林水産消費安全技術センター（FAMIC）がどのような仕事をしているのかについてもご紹介いたします。

開催
期間

令和8年

8月3日(月)～8月31日(月)

月～金曜日 9時～17時 祝日を除く

最終日は14時まで（時間に変更となる場合があります）



北陸農政局「消費者の部屋」
https://www.maff.go.jp/hokuriku/safe/co
nsumer/snai_f.html

開催
場所

金沢広坂合同庁舎 1 階
「消費者の部屋」

（金沢市広坂2丁目2番60号）

※ JR 金沢駅から香林坊方面バス約10分
「香林坊」バス停下車徒歩5分



○お問合せ先○
北陸農政局消費・安全部
消費生活課
☎076-232-4227